

社会福祉法人雄勝なごみ会 役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人雄勝なごみ会（以下「法人」という。）の役員等の報酬等について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、理事、監事及び評議員並びに理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たる委員並びに者をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同一日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、次条第1項及び第2項の報酬は支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、次条第5項の報酬はこれを支払わないものとする。

3 報酬の支払いに当たっては、源泉徴収後の金額を別表1により支払うものとする。

(理事長及び理事等並びに評議員の業務報酬等)

第4条 理事長の報酬の額は、別表2により支払うことができる。ただし、法人が開催する理事会及び評議員会等に理事長が出席する報酬を含むものとする。

2 職員給与規程及び定数外職員（臨時職員等）雇用規程の給与の支給対象とならない常務理事及び業務執行理事の報酬は、別表2により支払うことができる。この報酬には、法人が開催する理事会及び評議員会等に出席する報酬を含むものとする。

3 理事長、常務理事及び業務執行理事が、月の途中で退任又は就任した場合の報酬は、次により日割り計算で支給する。

一 月の途中で退任した場合は、退任した日までの報酬額を日割りにより支給する。

二 月の途中で就任した場合は、就任した翌日から報酬額を日割りにより支給する。

4 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

5 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ、同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬は支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 理事長が特に必要と認めた場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(相談役の報酬等)

第6条 相談役が会議等に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ、同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬は支払わないものとする。また、同日にあわせて指導等にあたった場合であっても次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 相談役が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営状況の指導等にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(委員等の業務報酬等)

第7条 苦情解決第三者委員等理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たる委員並びに者（以下「委員等」という。）が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬は支払わないものとする。また、同日にあわせて委員等に係る業務を行った場合であっても、次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 委員等が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務等理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第8条 役員等が、法人業務のため出張する場合は旅費等を支給することができる。

2 旅費は、法人旅費規程に基づき支給する。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第10条 この規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成20年12月4日より適用する。

2 平成19年7月1日制定の、社会福祉法人雄勝福祉社会役員等の報酬に関する規程は、廃止する。

3 平成21年7月13日 一部改正

4 この規程は、評議員選定委員会委員の報酬を規定するため、第2条の「定義」等及び別表1、別表2を平成29年2月27日に一部改正する。

5 この規程は、第3条に第4項を追加し、平成29年4月1日から施行する。

6 この規程は、第1条中「定める」を「必要な事項を定める」に改め、第3条第1項中「同日」を「同一日」に、「第4条」を「次条第2項」に、「これを支払わない」を「支払わない」に改め、同条第4項中「支給にあたっては、別表1の当法人による源泉徴収後の金額として支給する。」を「報酬の支払いに当たっては、源泉徴収後の金額を別表1により支払うものとする。」に改め、第4条第1項中「当法人」を「法人」に、「出席する場合の」を「出席する場合は、」に改め、平成30年9月19日から施行する。

7 第4条第1項の次に次の「職員給与規程及び定数外職員(臨時職員等)雇用規程の対象とならない常務理事及び業務執行理事の報酬は、別表2により支払うことができる。この報酬には、法人が開催する理事会及び評議員会等に出席する費用弁償を含むものとする。」を加え、別表2の名称の項理事長の欄の次に「常務理事」及び「業務執行理事」を加え、報酬の項理事長の欄中「月額150,000円」を「月額380,000円」に改め、同項常務理事の欄を「月額320,000円」とし、同項業務執行理事欄を「月額260,000円」とし、費用弁償の項理事及び評議員業務報酬等の欄中「5,000円」を「6,000円」に改め、同項監事監査指導報酬等の欄中「5,000円」を「6,000円」に改め、平成31年4月1日から施行する。

8 第5条第2項中「立会及び」を「立会並びに」に、「指導または監査」を「指導又は監査」に、「あった場合」を「当たった場合」に、「費用弁償」を「報酬」に改め、別表2の「費用弁償」の項中「監事監査指導報酬等」の欄中「6,000円」を削り、「報酬」の項中同欄に「10,000円」を加え、令和元年7月1日から施行する。

9 別表1の「費用弁償」の項中「理事会出席報酬等」及び「評議員会出席報酬等」の欄中「5,000円」を「6,000円」に改め、平成31年4月1日から施行する。

10 この規程は、規程中「費用弁償」を「報酬」に改め、第3条第1項中「次条第2項」を「次条第1項及び第2項」に改め、同条第2項中「第4条」を「次条第5項」に改め、同項中「これを」を削り、同条第3項を削り、同条第4項を第3項とし、第4条見出し中「勤務」を「業務」に改め、同条第3項中「場合は、」を「場合の報酬は、」に改め、同条第6項を削除し、第5条第1項中「、かつ」を「、かつ、」に、「費用弁償を」を「報酬は」に改め、同項中「これを」を削り、同条第2項中「法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査」を「監査」に改め、同条第4項を削除し、第6条第1項中「、かつ」を「、かつ、」に、「費用弁償を」を「報酬は」に改め、同項中「これを」を削り、同条第3項を削除し、第7条見出し中「勤務」を「業務」に改め、同条第1項中「、かつ」を「、かつ、」に、「費用弁償を」を「報酬は」に改め、同項中「これを」を削り、同条第3項を削除し、別表1見出し中「(日額)」を削除し、同表中「費用弁償」の項を「報酬」に改め、同項「理事会出席報酬等」の欄中「6,000円」を「1日6,000円」に、同項「評議員会出席報酬等」の欄中「6,000円」を「1日6,000円」に、同項「委員等」の欄中「5,000円」を「1日5,000円」に改め、別表2見出し中「(月額・日額)」を削除し、同表中「報酬」の項「理事長報酬」の欄中「月額380,000円」を「月額380,000円以内」に、同項「常務理事報酬」の欄中「月額320,000円」を「月額320,000円以内」に、同項「業務

執行理事報酬」の欄中「月額 260,000 円」を「月額 260,000 円以内」に、「費用弁償」の項「理事及び評議員業務報酬等」の欄中「6,000 円」を削り、「報酬」の項の同欄中に「6,000 円」を加え、「名称」の項「監事監査指導報酬等」を「監査業務報酬等」に改め、「報酬」の項の同欄中「10,000 円」を「1 日 10,000 円」に改め、「費用弁償」の項「相談役」の欄中「5,000 円」を削り、「報酬」の項の同欄中に「1 日 5,000 円」を加え、「費用弁償」の項「委員等」の欄中「5,000 円」を削り、「報酬」の項の同欄中に「1 日 5,000 円」を加え、同表中「費用弁償」の項を削除し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（日額）

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	1日 6,000円
評議員会出席報酬等	1日 6,000円
委員等	1日 5,000円

別表2（月額・日額）

名 称	報 酬
理事長報酬	月額380,000円以内
常務理事報酬	月額320,000円以内
業務執行理事報酬	月額260,000円以内
理事及び評議員業務報酬等	1日 6,000円
監事監査指導業務報酬等	1日 10,000円
相談役指導業務	1日 5,000円
委員等業務	1日 5,000円